

障害者福祉制度が、今年4月から大きく変わろうとしている。いまは障害者が施設やホームヘルプなどの福祉サービスを利用する場合、措置制度によって国と自治体がサービスの提供に直接的な責任を負っているが、4月からは、介護保険と同じように、障害者本人が利用したいサービスを決め、みずからサービス事業者を選んで「契約」する仕組みになる。そして、障害者の「契約」にもとづくサービス費用のうち、本人負担（利用料）を除いた費用を、国・自治体が「支援費」として助成するというのが、今年4月から実施される「支援費制度」。

「支援費制度」の対象となる福祉サービスは、身体障害者、知的障害者の各種の施設利用と在宅サービス、障害児の在宅サービスで、全国でおおよそ360万人の障害者・児が対象となる。けれども、実施直前でありながら、さまざまな問題が指摘されており、障害者・家族、関係者の不安は解消されるどころではない。

質問／昨年10月以降、支援費利用の申請案内が行なわれているが、①どのような方法で申請案内を行なっているのか。②また、市内の障害者（身体障害者、知的障害者）のうち、どれくらいの人が、どのような方法で今日までに申請手続きを済ませ、支援費支給、つまりは福祉サービス利用が決定されているのか。

また、制度の趣旨からいえば、サービスを必要とするすべての障害者を対象に、障害者が自立に必要なサービスを申請することが認められているが、③申請者の制限や利用サービスの制限などは行なっていないと認識してよいか。

質問／昨年12月に障害者団体の「きょうされん」（共同作業所全国連絡協議会）が発表した「障害者のための社会資源の設置状況等についての調査」結果によると、支援費制度の対象となる21事業が一つもない市町村が15%にもものぼり、すべての事業がある自治体はゼロ。ホームヘルプサービスがないのは20%、ショートステイがないのは61%、デイサービスがないのは87%にのぼっている。①では、小金井市の場合、支援費対象事業のうち、現在、どの事業がどの程度、不足しているのか。②また、不足している事業を充実していくスケジュールはどうなっているか。

支援費制度の実施によって、障害者・児童と家族の最も大きな不安は、サービス利用の負担がどうなるのかということ。居宅サービスのホームヘルプサービスは、今回の利用者負担基準によって大幅増になる人も予想され、デイサービス・ショートステイでは、これまで飲食物相当額などの実費ですんでいたものが、新たな利用料の設定によって負担増はまぬがれない。施設サービスの場合、入所・通所ともに現行の基準が、ほぼ継続される。しかし、知的障害者施設の入所者に対する利用料は、これまで必要経費として認められていた「日用品費」（年額30万円程度）を本人負担にすることによって、月額約2万円もの大幅負担増になる。施設入所関係では、こうした国基準による問題だけでなく、事業者との契約上の問題で、支援費に基づく基本契約以外の別途契約（いわゆるオプション契約）による負担増も心配される。例えば、テレビ・冷蔵庫の電気代やおむつ・歯ブラシなどを別途に求める動きがあるなど。背景には、障害者の入所施設は多くの経費がかかり、しかも、現行の措置費収入に比べて、支援費制度の単価では、半数以上の施設が収入が減少するといった試算結果が出ているから。

このように、支援費制度の実施による新たな負担問題は、厚生労働省が説明してきた「負担は従来通り」どころか、障害者・児童と家族にとって深刻な問題になろうとしている。とりわけ、高すぎる利用料によってサービス利用を断念するといった、介護保険と同様の事態を招きかねないことや、利用料の滞納による契約解除といったことも心配される。

質問／①利用料は、国の基準にもとづき市町村が自主的に設定できるとなっており、市町村独自に上乘せを行ない、障害者の実態と要求に見合った支援費と利用者負担を設定すべきである。②また、介護保険と同じように、利用料の減額・免除制度を創設すべきだと考えるが、市の見解はどうか。

支援費の支給を希望する障害者は、市町村に申請を行ない、認定審査を受けることになる。それにより、支給の可否とともに、サービスの支給量、支給期間、障害程度の区分が決定される。したがって、障害者が自立支援に必要なだけのサービスが支給されるかどうかは、この認定審査がどれだけ障害者の立場に立って、かつ、障害者の実態と要求を正確に反映できるかにかかっている。また、障害の現れ方や要求は、一人ひとりきわめて多様。しかし国は判定にあたっての一定の基準（「勘案事項」）を示すものの、結果はすべて市町村の判断にゆだねられている。

質問／①障害者の実態と要求を正確に反映させるためにも、家族や施設職員の声を審査に生かすための体制の確立および、申請待ちでなく、積極的に「要求を掘り起こす手だて」を取るべき。②また、障害者の場合、社会から孤立して暮らしていることが少なくなく、申請すること自体、困難な障害者がいる。これらの課題を解決していくためにも、専門的知識を持つ人たちによる集団的な審査体制の確立と担当職員の増員は欠かせない。市の見解はどうか。

また、サービス支給内容の決定は、東京都の基準を参考に行なわれると考えられるが、担当職員によって、支給決定の内容

にばらつきがでることが起こらないとも限らず、決定した内容にかんして不服審査請求があった場合に、なぜそのような決定になったのか、きちんと説明できるだけのものを用意しておかなければならない。そうした基準づくりで、いちばんの近道はケアプランを作成すること。実際の生活場面で、どの時間帯にどのサービスを利用するのか、その結果として一カ月のサービス必要量はどれだけなのか——。サービスを利用する本人と相談をしながらつくられるものなので、あとから不服申し立てということにもならない。これまでも、ホームヘルプの支給決定をするさいに、週単位で予定を立てていたと思われるので、それを少し拡げて考えればよいこと。③ケアプランを作成すべきと思うが、市の見解を問う。

質問／支援費制度の実施にもとない、障害者福祉制度が大きく変わろうとしている。①障害者が安心して福祉サービスを利用できるようにしていくために、障害者計画を障害者の実態と要求に見合った計画に改め、数値目標をもった計画にしていくことが必要。②また、障害者の人権・権利を第一に、基盤整備のための計画策定、実態に合った認定、利用料の減額・免除制度の創設、障害者ケアマネジメント従事者を活用する相談支援体制の確立などをうたった条例を制定すべきと考えるが、市の見解を問う。

以上。